

第2章

まちづくり全体構想



和波 依知佳さん（東原小学校3年）

第2章 まちづくり全体構想

2-1 まちづくりの目標

1. まちづくりの目標像

まちづくりの目標像としては、国や県の広域計画における本市の位置づけや「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030^{*}」の将来像をふまえ、都市機能^{*}の複合的な集積を図るとともに、武蔵野の豊かな緑を活かし、市民にとって快適な都市となることをめざします。

■ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030

<まちづくりの理念>

「安全と安心」「地域力」「環境」

<まちの将来像>

「人がつながる 豊かで住み続けたいまち ふじみ野」

本市は、子育て世代など若い世代が多く転入しています。これからも、幅広い世代間での地域コミュニティ^{*}づくりを推進し、人のつながりが生まれ、互いが助け合うことで「心豊かなまち」をつくり、「移り住んでみたい」、「住んで良かった」、そして、何世代にもわたって「住み続けたい」と思うことのできるまちをめざします。

都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標像

都市計画マスタープラン^{*}では、ふじみ野市将来構想における「まちの将来像」を踏襲しつつ、「これからのまちづくりの進め方」に示した3つの観点をサブタイトルとします。

『人がつながる 豊かで住み続けたいまち ふじみ野』

～だれもが住み続けられ、持続的に発展するまち～

～多様なライフスタイル^{*}での暮らしを可能とするまち～

～個性輝く魅力あふれるまち～



2. これからのまちづくりの進め方

(1) 国の政策や社会動向による新たなまちづくりの視点

1) コンパクト・プラス・ネットワーク

「国土のグランドデザイン 2050^{*}（平成 26 年 7 月：国土交通省）」では、人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要とされています。

2) 都市ストックの有効活用

人口減少を見据えたまちづくりにおいては、官民で資本投下し形成されてきたインフラや建築物等の既存ストックの有効活用や機能維持などの取組が重要とされています。

その一環として、空き家や遊休地、公共公益施設等の有効活用が求められています。

3) 「職住近接」「育住近接」による新たなライフスタイルの実現

「まち・ひと・しごと創生法^{*}」の成立以降、地域の個性を活かした人口減少を緩やかにする取組が進められ、地域における産業振興と雇用確保、結婚～出産～子育てへの切れ目のない支援、ライフステージに対応した居住環境整備等の総合的な取組が求められています。



(2) 市民懇談会による意見

公募市民による「ふじみ野市都市計画マスタープラン^{*}」の策定にかかる市民懇談会では、まちづくりの目標像を実現するために、「まちの個性として活かすべき、まちの良いところ」「魅力を高めるために改善すべき、まちの悪いところ」として、以下の意見があります。

●まちの良いところ（個性として活かすこと）

- ・土地利用^{*}→大規模商業施設や商店街、飲食店等の商業環境が比較的整っている
- ・道路交通→路線バス以外にも循環ワゴン、お出かけサポートタクシー^{*}等があり便利
- ・防災防犯→防犯カメラの設置。街灯のLED化が進む
- ・緑と水辺→自然が豊か。福岡中央公園、東久保中央公園等市街地内に公園があり、活用されている
- ・街の魅力→舟運^{*}で栄えたまちの歴史を表す舟問屋等の歴史資源。大井弁天の森・大井総合支所の前の桜並木、街路樹

●まちの悪いところ（魅力を高めるために改善すべきこと）

- ・土地利用→商店街や住宅地に空き家や空き店舗、遊休地が増えている
- ・道路交通→市街地内の道路が狭い。幹線道路が渋滞する（特に踏切周辺）
- ・防災防犯→駅周辺の戸建住宅地は、道路が狭く密集しており、災害発生時の対応が懸念
 - 気候変動に対応した災害対策が必要
 - 通学路が危険。上福岡駅西口広場等の治安が悪い
- ・緑と水辺→緑地・平地林が駐車場やコンビニエンスストア等に転用されている
- ・街の魅力→産業が撤退し、雇用や財政に影響を与えている

(3) これからのまちづくりの進め方

まちづくりの目標像を実現するため、以下の視点をふまえ、進めるものとします。

なお、本市の比較的コンパクトに市街地が形成されている特性をふまえ、これからのまちづくりにおいては、都市ストックが整った市街地内の利便性を高めるとともに、時代のニーズに応じた機能更新や空間の質の向上を図ることで、人口動向等に対応した持続可能なまちづくりを進めます。

視点１：郊外住宅都市としての持続性の確保と発展を目指す

市民生活の利便性向上と持続性確保に関する視点（「SDGs*」に対応するまちづくりの視点）

- ・市民がいつまでも住み続けられ、新たな転入を促進するために、生活利便性の高い都市構造を構築します。（土地利用*、道路交通）
- ・市民が安心して暮らせる日常生活圏を形成します。（住環境、歩行者・自転車環境、みどりと水辺）
- ・災害対応力があり、犯罪を抑止する、安全・安心のまちづくりを推進します。（防災・防犯）
- ・現在の人口増加傾向を維持していく取組はもとより、今後想定される人口減少も見据えた長期的視点でのまちづくりを進めます。
- ・持続可能な都市づくり*のために、公共施設等の長期的な保全や利活用に向けた総合的な施設管理の視点に配慮します。（都市施設*の維持管理、集約化）



フクトピア

視点2：産業活力の創造と、まちの活力の確保を目指す

まちのにぎわいと活力向上に関する視点

- ・まちのにぎわいを確保し、発展を続けるために、多様な産業を支える都市づくりを進めます。(土地利用^{*}、道路交通)
- ・多様なライフスタイル^{*}やライフステージのニーズに対応する居住環境の形成に努めます。(住環境)
- ・市内各地域の活力を維持していくために、都市ストックの有効活用による活動の場の確保に努めます。(商業環境・住環境、安全・安心、みどりと水辺)
- ・市民と行政の協働^{*}や市民同士がつながり、地域力が醸成する都市づくりを進めます。(人のつながり)

視点3：広域の中での地域の魅力と個性の向上を目指す

都市の魅力と個性に関する視点

- ・広域の中でのまちの利便性向上のための広域インフラの整備を促進します。(広域幹線道路、上福岡駅周辺整備)
- ・広域の中でまちが輝き、新たな転入を促進するために、上福岡駅周辺の魅力づくりを進めます。(土地利用、防災・防犯対策、帰宅困難者対策、魅力・景観)
- ・地域の自然と歴史を活かした、個性豊かなまちづくりを進めます。(住環境、みどりと水辺、歴史、生物多様性)

3. 将来の都市構造

将来都市構造は、将来のまちづくりの骨格を示すもので、都市拠点、都市交通軸、水と緑のネットワークで構成されます。

(1) 都市拠点

1) 中核拠点

①商業・業務拠点

- ・市の玄関口である上福岡駅周辺は中核的な商業・業務拠点として、利便性・安全性・快適性等のバランスのとれた都市空間の形成や交通結節点*の機能の強化によって、商業・業務機能の集積や商店街の活性化を図り、にぎわいのある拠点づくりに努めます。

2) 地域拠点

①商業拠点

- ・うれし野二丁目の既存大規模商業施設周辺は、地域の中心的な商業拠点として、ふじみ野駅周辺の商業地等と連携し、商業・サービス等の整備・充実を図ります。

②業務拠点

- ・東久保中央公園周辺や市役所本庁舎周辺は、市民ニーズの多様化や高質化に対応する文化・業務・交流機能の強化をめざして、整備・充実を図ります。

③公共サービス拠点

- ・市役所周辺と大井総合支所周辺は、市民生活を支える福祉・文化・情報・教育・交流等、公共サービス機能の集積を図り、質の高い公共公益施設と歩行者回遊空間の充実および緑地空間の有効活用により、バリアフリー*化を伴う機能強化とともに、ユニバーサルデザイン*に配慮した誰もが利用できる施設・空間づくりに努めます。



市役所本庁舎

④産業拠点

- ・国道 254 号バイパスふじみ野地区、亀久保大野原地区は、産業育成と雇用創出のため、新たな産業機能の形成を進めます。

3) 交流拠点

①スポーツ・レクリエーション拠点

- ・運動公園、スポーツセンター及び商業・業務拠点や産業拠点以外の地域拠点に隣接する福岡中央公園、ココネ広場、西中央公園、東久保中央公園、西ノ原中央公園、亀久保中央公園、第2運動公園（旧福岡高校跡地）は、市民の健康づくりを目的としたスポーツや新しいスポーツの育成など市民ニーズに応じた施設の整備・充実を図り、施設の利用を積極的に進めます。

②水辺拠点

- ・東部地域を流れる新河岸川及び川崎地区や下福岡地区を流れる旧新河岸川沿い周辺は、貴重な親水空間であり、地域生活へのうるおい環境や水生生物の生息環境に配慮した水辺空間づくりに努めます。

③緑地拠点

- ・八丁地区から川越市境に連なる緑地帯、大井弁天の森に連なる緑地帯及び新河岸川沿いの斜面緑地は、都市及び地域における環境共生、防災、ヒートアイランド*の防止、景観形成、地域生活へのうるおいややすらぎ等の多様な機能地として位置づけ、その保全と充実を図ります。



大井弁天の森

(2) 都市交通軸

①広域軸

- ・関越自動車道（三芳スマート I.C.）、国道 254 号（川越街道）、国道 254 号バイパス（【都】川越志木線）。
- ・他の都市からの広域的な交通の流入流出を処理する高い走行性を備えた主要幹線道路を、広域軸と位置づけます。

②連絡軸

- ・県道さいたまふじみ野所沢線、都市計画道路*福岡線、県道並木川崎線、県道狭山ふじみ野線。
- ・ふじみ野市と隣接市との交通、広域軸へのアクセス*交通を分担する幹線道路を、連絡軸と位置づけます。

③回遊軸

- ・市内の都市拠点及び広域軸、連絡軸へのアクセス交通を分担する幹線道路を、回遊軸と位置づけます。

(3) 水と緑のネットワーク

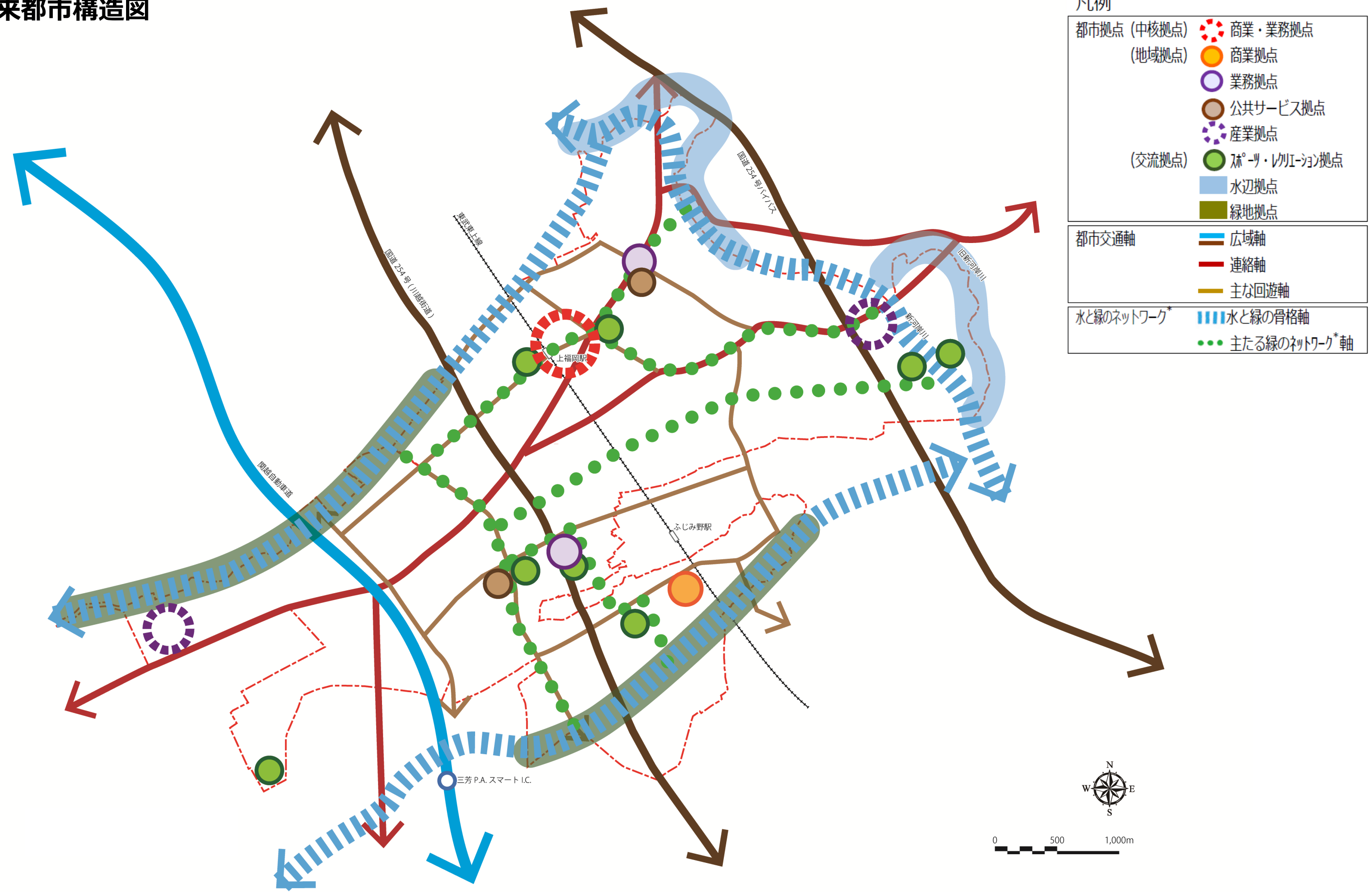
①水と緑の骨格軸

- ・新河岸川、八丁地区から川越市境に連なる緑地帯、大井弁天の森に連なる緑地帯等は市の外周部に位置する骨格的な水辺と緑地として、自然環境の保全・機能強化を進めます。

②主たる緑のネットワーク軸

- ・福岡中央公園、西中央公園、東久保中央公園等市街地内の主要な公園、福岡江川緑道や街路樹等市街地内の緑は、市街地内の公園、緑地として、保全・機能強化を進めます。

将来都市構造図



2-2 分野別のまちづくり方針

1. 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方



①地域特性に対応した良好な居住環境の形成

- ・都市型複合住宅地における利便性の高い居住環境や、低・中層住宅地の良好な居住環境の形成を進めます。

②商業地の整備と産業用地の確保

- ・沿道利用地における土地の合理的な利用や生活支援機能の充実に努めるとともに、地域に密着した近隣商業地及び魅力的な商業・業務拠点等の機能強化を進めます。
- ・産業施設地における地域産業の維持・活性化に努めます。
- ・環境共生生産地における環境と調和した土地利用を推進するとともに、集落地・農地におけるゆとりある生活環境の向上と農地の保全・育成に努めます。

③市街地の利便性確保と魅力ある都市空間の形成

- ・生活利便性の高いまちづくり及び魅力ある都市空間の形成に努めます。

④未利用地・遊休地と空き家・空き店舗の利用推進

- ・長期的な未利用地・遊休地化につながるおそれがある地区における、適切な土地利用の推進及び空き家・空き店舗の有効利用を促進します。

(2) 土地利用の方針

1) 地域特性に対応した良好な居住環境の形成

①都市型複合住宅地

- ・都市型複合住宅地は、低層住宅及び中・高層住宅の複合による利便性の高い居住環境の形成を基本とします。低層住宅地の居住環境の保全に配慮し、低層住宅地及び中・高層住宅地各々のまとまりある住宅地の形成をめざします。
- ・良好で一体的な土地利用^{*}を形成することで空き地を確保し活用を図るとともに、中・高層住宅については、地域に密着した小規模な商業・サービス施設や文化・交流施設の併設を推進します。
- ・建替えが行われた霞ヶ丘・上野台団地では、緑やオープンスペース^{*}の維持・保全を図ります。



建替えが行われた霞ヶ丘団地

②低・中層住宅地

- ・都市基盤^{*}の整備された良好な住宅地は、区画の細分化などの居住環境の悪化を防ぐため地区計画^{*}などの制度の導入で、居住環境の保全に努めます。
- ・防災面や安全面での整備を必要とする建物が密集している地域は、共同化^{*}による不燃化^{*}、道路の拡幅、交通安全対策など、居住環境の改善に努めます。
- ・比較的低密度の住宅地は、緑やオープンスペース^{*}の保全・創出や安全な生活道路空間の確保など、良好な居住環境の保全・形成を進めます。
- ・生産緑地^{*}は、市街地内の貴重な緑地資源として、その保全に努めるとともに、有効活用を促進します。



良好な住宅地

③環境共生住宅地

- ・西部地域及びふじみ野駅周辺地域の市街化調整区域^{*}は、環境共生住宅地と位置づけ、ゆとりのある居住環境を保全します。
- ・地区の実情に応じて宅地化をめざす地域においては、地元の参画を得て、居住環境整備の促進に努めます。

2) 商業地の整備と産業用地の確保

①沿道利用地

- ・主要な幹線道路沿道は、土地の合理的な利用と生活支援の充実を図るため、商業サービス施設、生活利便施設、業務施設等の立地誘導とともに快適な歩行空間などの環境整備を進めます。
- ・市役所周辺の沿道利用地は、大規模商業施設と公共公益施設が一体となった複合的な機能形成を進めます。
- ・住宅地との調和に配慮するとともに、都市基盤の整備とあわせて、建物の不燃化による防災機能の確保、沿道街並み景観の形成など、背後住宅地の生活環境を保全する機能を拡充していきます。

②近隣商業地

- ・日用品店舗が立地する、地域に密着した近隣商業地は、生活の利便性や交流の場としての機能の充実を支援するとともに、道路・歩行者空間をはじめとする商業環境の整備・充実に努めます。

③商業地

- ・上福岡駅周辺は、人・物・情報が集まる本市の中核拠点として相応しい環境整備や駅前の快適な商業空間の創出を進め、広範囲からの集客を可能とする魅力的な商業・業務拠点の形成を図ります。このため、駐輪場・駐車場などの交通施設の改善、休憩や交流の場の提供、情報提供機能の強化などを進めます。特に駅東口は、駅前広場と交通施設の整備、ショッピングモールなどによる商店の連続性と回遊性^{*}の確保、情報板やモニュメント^{*}の設置などを進めます。
- ・大井・苗間第一地区の商業地は、商業拠点として、商業・サービス等の一層の機能強化を図ります。
- ・東久保地区の商業地は、業務拠点としての一層の機能強化を図ります。



東久保地区の商業施設

④産業施設地

- ・産業施設地は、周辺の住環境との調和を図るとともに、産業環境の保全・向上に努め、地域産業の維持・活性化をめざします。
- ・国道 254 号バイパスふじみ野地区及びその周辺と亀久保大野原地区は、産業育成と雇用創出のための産業施設地の形成を進めます。産業施設地の形成にあたっては、営農農地や自然環境と調和した計画的な土地利用^{*}を図ります。

⑤環境共生生産地

- ・関越自動車道西側の農地を主体とした地域は、環境共生生産地と位置づけて無秩序な市街化を抑制し、農地や樹林地の保全・活用を図ります。このため、都市計画法や関連法制度の適切な運用による秩序ある土地利用の形成を図り、集落環境及び営農環境を守り育て、生産環境の向上が図られるよう努めます。また、バスなどの生活利便性の向上に努めます。

⑥集落地・農地

- ・北東部に広がる農業振興地域*の農地は、優良農地の保全を図り、環境に配慮した環境保全型・近郊型農業を推進します。このため、農業基盤整備関連事業の推進や基盤施設の適切な維持管理、農地の流動化*などの農業支援策の推進を図り、集落住環境の維持改善及び営農条件の確保に努めます。



北東部に広がる農地

- ・農地は食糧を供給する役割だけでなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承など様々な役割を有していることから、地産地消の推進や市民と協働*した遊休農地の活用及び環境教育・環境学習の場としての農地の活用などを幅広く検討し、将来にわたる農地の有効活用に努めます。

3) 市街地の利便性確保と魅力ある都市空間の形成

①生活利便性の高いまちづくり

- ・生活利便性の高いまちづくりのために、都市ストックが整った地域や公共交通等による利便性が確保された地域への市街地形成を促進します。

②魅力ある都市空間の形成

- ・河川及び河川沿いの緑地やまとまりのある樹林地は、憩いの場としてうるおいとやすらぎのある空間を形成するため、自然環境の保全と活用を推進します。
- ・環境、交流、レクリエーション、防災拠点、景観形成など多様な空間的機能を高める公園の整備・改善を進めます。

4) 未利用地・遊休地と空き家・空き店舗の利用推進

①未利用地・遊休地の利用促進

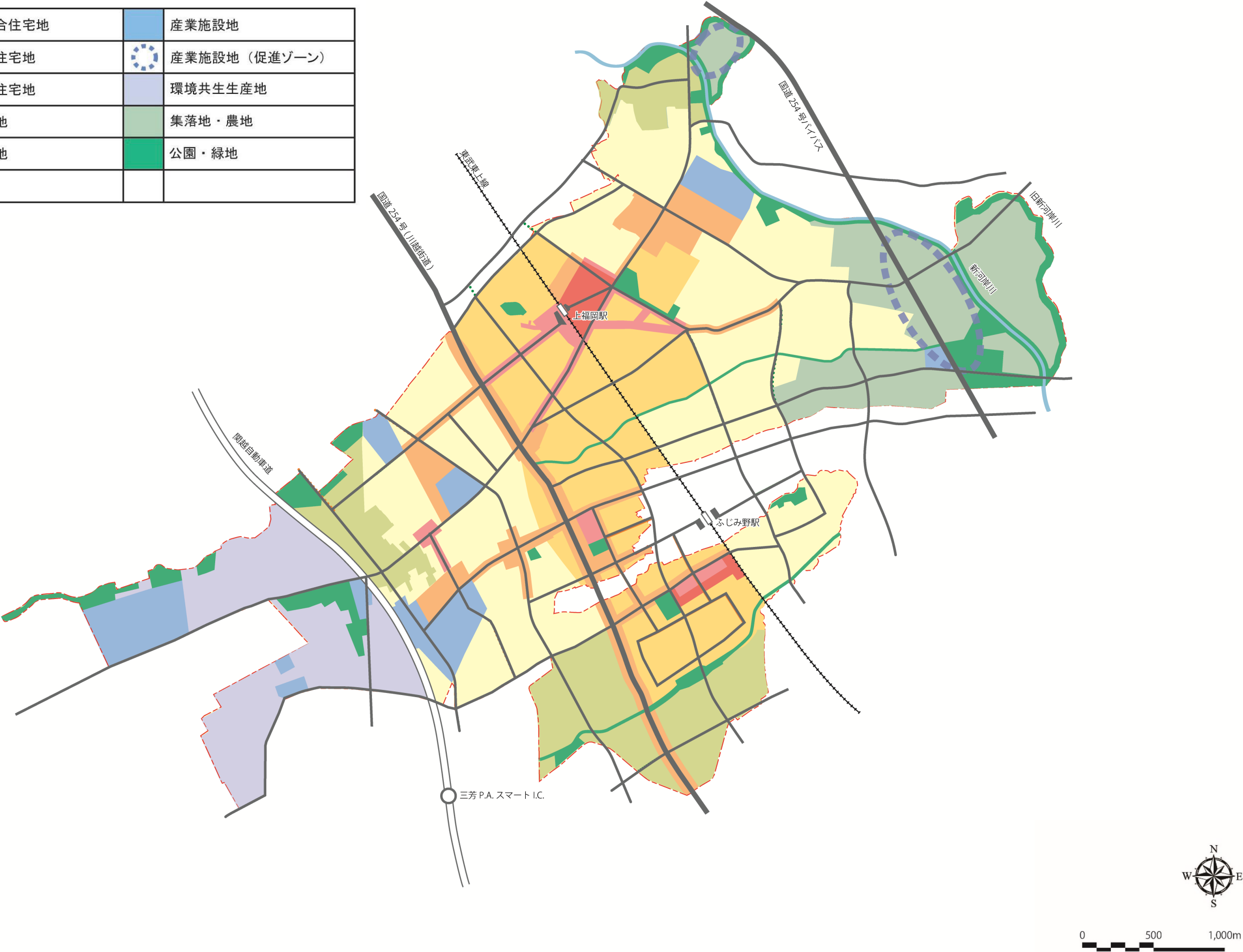
- ・長期的な未利用地・遊休地化につながるおそれがある地区については、無秩序な開発を抑制しつつ、地域の振興に資する施設の立地を誘導するなど適切な土地利用*を推進します。
- ・未利用地・遊休地については、新たな住宅用地などや災害時における避難場所等としての活用を検討します。

②空き家・空き店舗の利用促進

- ・空き店舗等を活用し、商業サービス機能の誘導や起業家や市民活動団体への支援を進めます。
- ・空き家等については、「ふじみ野市空家等対策計画*」に即し、空き家の適切な管理と有効活用を促進します。

土地利用方針図

	都市型複合住宅地		産業施設地
	低・中層住宅地		産業施設地（促進ゾーン）
	環境共生住宅地		環境共生生産地
	沿道利用地		集落地・農地
	近隣商業地		公園・緑地
	商業地		



2. 道路交通体系整備の方針



(1) 基本的な考え方

① 快適で活力のある都市活動を支える道路交通体系の形成

- ・都市交通軸の整備を推進するとともに、交通実態にあわせた効率的・効果的な道路整備に努めます。
- ・日常生活の利便性、安全性の向上を図るため、生活道路^{*}の整備・機能強化に努めます。

② 歩行者・自転車環境の整備と交通結節点の機能強化

- ・歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、歩行者・自転車環境の整備に努めます。
- ・交通機関相互の乗り換えがスムーズに行えるよう、交通結節点^{*}の機能強化に努めます。

③ 環境負荷の少ない交通体系への転換と公共交通利用の促進

- ・鉄道の輸送力やサービスの向上を図るよう事業者に働きかけます。
- ・快適な市民生活のために、路線バス・市内循環ワゴンの利便性向上やお出かけサポートタクシー^{*}のサービス向上に努めます。

(2) 道路交通体系整備の方針

1) 快適で活力のある都市活動を支える道路交通体系の形成

① 都市交通軸の整備推進

- ・都市交通軸は、広域的な交通を担う広域軸、都市核や拠点等を連絡する連絡軸、市内の円滑な回遊と交流を支える回遊軸の三つに区分して位置づけ、主要都市施設^{*}等へのアクセス^{*}性の確保や道路交通機能の連携・分担が図られるよう、計画的に整備を進めます。また、関越自動車道や国道 254 号バイパス、国道 254 号（川越街道）を積極的に機能させる東西を連絡する市内幹線道路などを計画的に整備します。
- ・国道 254 号（川越街道）をはじめとする都市交通広域軸の整備・改良について、国や県に積極的に働きかけます。また、市境を越えた道路ネットワーク化を検討します。
- ・未整備の都市計画道路^{*}は、「都市交通マスタープラン^{*}」の優先整備路線に即し、その整備促進に努めます。
- ・特に、関越自動車道三芳スマート I.C.へのアクセス道路の整備促進に努めます。
- ・ふじみ野駅と鶴ヶ岡北永井通線を連絡する道路網の形成に努めます。

②交通実態にあわせた効率的・効果的な道路整備

- ・道路の整備には長い期間と多くの費用がかかりますが、その間に社会情勢の変化などで、道路の必要性や交通需要が変わる場合があります。このため、道路等の整備にあたっては、様々な状況の変化に対応した整備に努めます。
- ・市街地内への交通の流入抑制に努めるとともに、鉄道との立体化を関係機関に要請していきます。また、（県）東大久保ふじみ野線の踏切の混雑緩和に向けた検討を関係機関に要請していきます。
- ・国道 254 号（川越街道）に接続する市道の拡幅など、国道を横断する道路の混雑緩和に努めます。
- ・個別の交差点の整備計画や交差点改良などは、地域整備の進捗状況や交通実態にあわせた効率的・効果的な道路整備や計画の見直しに努めます。

③生活道路の整備・機能強化

- ・生活道路は、日常生活の利便性、安全性の向上を図るため、道路改良を進めるとともに道路反射鏡などの設置により安全な道路づくりに努めます。
- ・災害時の避難、緊急車両の活動を円滑に行うための対策については、「地域防災計画*」に基づき、緊急輸送路等の整備促進に努めます。

2) 歩行者・自転車環境の整備と交通結節点の機能強化

①歩行者・自転車環境の整備

- ・市街地内の生活道路において、歩行者や自転車の安全な通行を確保するために、交通管理者の埼玉県警察と連携し、生活道路*対策エリアやゾーン 30*の区域指定と、指定に基づく安全対策を促進します。
- ・だれもが安心して歩けるバリアフリー*で回遊性*の高い歩行者ネットワーク*の形成を図ります。



生活道路対策エリア

- ・自転車の走行マナー向上策の推進とあわせて、幅員の広い道路への自転車通行帯の整備や自転車の通行区分の明確化を進めるとともに、主要な施設やバス停留所等へつながる道路の歩行者・自転車の安全な環境整備に努めます。
- ・自転車による鉄道駅へのアクセス*利便性の向上や安全に移動できる道路環境整備については、「自転車ネットワーク計画*」に即し、自転車通行空間の整備を進めます。
- ・交通規制の見直しを含め、地域の実情に応じた道路空間の有効な利用や歩行者空間の創出に努め、歩行者と自転車及び自動車の共存をめざします。

②交通結節点の機能強化

- ・上福岡駅周辺は、交通機関相互の乗り換えがスムーズに行えるよう、東西駅前広場の機能強化、鉄道とバス・タクシー等との乗換利便性の向上に努めるとともに、自転車通行など東西の連続性強化に努め、交通ターミナルとしての機能の向上を図ります。また、関係機関との調整を図り、通過交通の抑制などによる安全な交通環境の形成や、自転車等放置禁止区域の拡大の検討など放置自転車対策を推進するとともに、利用状況に応じた駐輪場の確保に努めます。
- ・上福岡駅のバリアフリー^{*}化やホームドア設置など、駅施設の改善を関係機関に要請・協議し促進します。
- ・地域生活を支える主要な施設やバス停留所等へつながる道路の歩行者・自転車の安全な環境整備に努めます。

3) 環境負荷の少ない総合的交通体系への転換と公共交通利用の促進

①人や環境にやさしい交通体系の検討

- ・自動車利用による大気環境の悪化を削減するため、市民と協力し、ふじみ野市環境基本計画^{*}に基づいて、自動車利用の低減をはじめとする環境にやさしい交通対策や公共交通利用の促進を進めます。
- ・安心してバスを待つことができるようにバス停留所周辺の環境整備を進めるとともに、徒歩・自転車・バス等による鉄道駅へのより円滑な交通アクセス^{*}を高める方策の検討を進めます。

②鉄道

- ・周辺都市と連携して、鉄道の輸送力やサービスの向上を図るよう事業者に働きかけます。



上福岡駅西口の自転車通行帯



上福岡駅東口駅前広場

③路線バス・市内循環ワゴン

- ・路線バスは、バス事業者などに対し、増便や新規路線の開設など、より利用しやすいバスの運行の実現を働きかけます。
- ・市内循環ワゴンは、公共交通空白・不便地域を解消するために運行しており、今後も持続可能な運用に努めます。
- ・路線バス・市内循環ワゴンの走行ルートとなる道路における走行環境の改善とバス停留所周辺における利用環境の整備に努めます。



市内循環ワゴン「ふじみん号」

④お出かけサポートタクシー

- ・高齢者や障がい者、子育て世代の方などの外出を支援するお出かけサポートタクシー*については、協力事業者のサービス向上の促進に努めます。

道路交通体系の方針図

都市交通軸の区分	機能区分	供用済	未整備の 都市計画道路	構想
広域軸	広域幹線道路			
連絡軸	都市幹線道路			
回遊軸	地域幹線道路			
	地区幹線道路			



3. 住まい環境整備の方針



(1) 基本的な考え方

① 快適でうるおいのある居住環境の形成

- ・密集市街地^{*}や住居系の建物と工業系の建物が混在している地区等における、居住環境の改善に努めます。
- ・多様なニーズに対応した住宅供給や環境と共生する緑豊かなうるおいのある居住環境の整備に努めます。

② 安心して暮らせる日常生活圏の形成

- ・公共施設等の維持管理と生活サービス機能の立地誘導に努めます。
- ・市内各地域において、市民がいつまでも暮らし続けられるように、日常生活圏における移動手段の確保に努めます。
- ・だれもが地域で安心して暮らせるように、ユニバーサルデザイン^{*}のまちづくりに努めます。

③ ライフラインなどの都市施設の維持・拡充

- ・安全な水道水の供給とともに、下水道・雨水排水の適切な施設整備を進めます。

(2) 住まい環境整備の方針

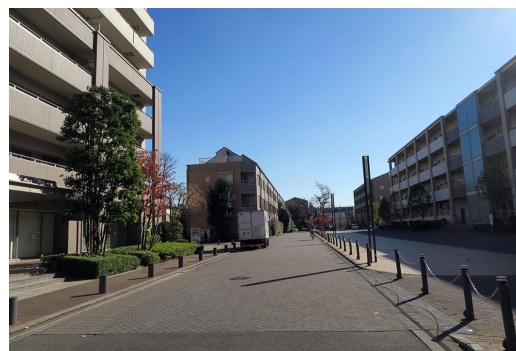
1) 快適でうるおいのある居住環境の形成

① 居住環境の改善

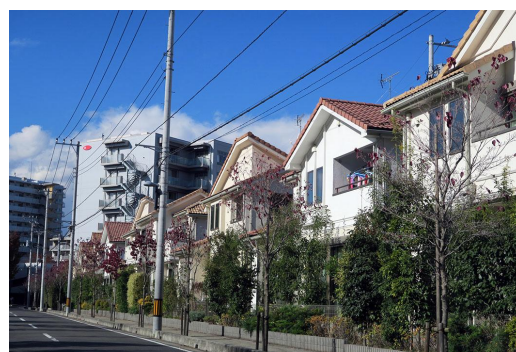
- ・災害時の避難や消防活動に支障が生じると想定される密集市街地については、住宅の共同化^{*}などによる不燃化^{*}やオープンスペース^{*}の確保を推進するとともに、これらが困難なところについては、生け垣化・電柱の敷地内取り込み・交差点の隅切りなどを市民や関係機関の協力を得て促進し、交通の安全性と防災能力の向上を図ります。
- ・住居系の建物と工業系の建物が混在している地区においては、公害防止策などの実施を企業に働きかけ、周辺の居住環境を良好なものに誘導します。
- ・市街地内の狭い生活道路^{*}については、住民と協力して安全な道路づくりに努めます。また、住民や関係機関の協力を得ながら、敷地の隅切りや植栽を促すことで歩行者の安全性や快適性の向上を図ります。

②計画的な居住環境の整備

- ・市民の定住やUターン、新たな転入を促進するために、子育て世代や若い世代等のニーズや多世代居住ニーズを満たす多様な住宅の供給を促進します。
- ・既に地区計画^{*}が導入されている地区などでは、土地の有効利用と安全で良好な居住環境の形成のため、引き続き地区計画に定められた道路などの整備を促進します。
- ・緑やオープンスペース^{*}が少ない市街地の中心部などでは、住宅の建替え時などに建物の共同化^{*}などを促進することでオープンスペースを生み出し、ゆとりの空間として整備を促進するなど、環境と共生する緑豊かなうらおいのある居住環境の形成をめざします。
- ・建替えが行われた霞ヶ丘・上野台団地では、市街地内で貴重な緑やオープンスペースを有効に活用し、にぎわいとうらおいのある複合住宅地づくりを進めます。
- ・市街化調整区域^{*}については、地元の参画を得て、居住環境の改善に努めます。
- ・市街化区域^{*}内における一部の地区では農地や空き地が残存していますが、都市内のオープンスペース等として多様な機能が発揮でき、良好な居住環境の形成に資する土地利用^{*}を図ります。
- ・良好な居住環境の保全・形成のため、地区計画などの制度の導入や、建築物の高さの規制や誘導方策を検討していきます。



多世代居住ニーズを満たす住宅地



団地建替えにより生み出された戸建住宅地

2) 安心して暮らせる日常生活圏の形成

①公共施設等の維持管理と生活サービス機能の立地誘導

- ・市が所有する公共施設等は、「公共施設等総合管理計画^{*}」に基づき、計画的に施設改修や整備を進め、適正に維持管理を行い、安全で安心して利用できる公共施設等を提供します。施設の整備や運営にあたっては、民間活力の活用も含めて効率的な手法を検討します。
- ・少子化・超高齢社会の進行や生活様式の多様化などで変化する市民ニーズに柔軟に対応できるよう、施設の機能面を見直すなど、公共施設等の有効活用を図ります。また、市民の利便性の向上を図るため、施設の整備にあたっては、施設の複合化や多機能化などを検討します。

- ・超高齢社会に対応して、地元や事業者の協力を得て日常的な生活サービス機能の立地を誘導するなど、歩いて暮らせる生活圏の形成に努めます。
- ・市内各地域の活力を維持していくために、地域コミュニティ^{*}形成や地域活動の拠点の確保に努めます。

②日常生活圏における移動手段の確保

- ・市内各地域において、市民がいつまでも暮らし続けられるように、各地域の移動手段となる市内循環ワゴンは、公共交通空白・不便地域を解消するために運行しており、今後も持続可能な運用に努めます。
- ・お出かけサポートタクシー^{*}については、協力事業者のサービス向上の促進に努めます。



お出かけサポートタクシー

③だれもが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくり

- ・道路や公園緑地、公共交通機関、公共公益施設などはユニバーサルデザイン^{*}に基づき、障がい者、高齢者、こども、外国籍の方など、だれもが地域で安心して利用できる施設の整備・改善を進めます。
- ・だれもが安心して使いやすい施設づくりを推進するため、管理運営の改善に努めるとともに、トイレや案内板などの幅広い環境整備や情報通信技術の活用などに努めます。

3) ライフラインなどの都市施設の維持・拡充

①安全な水道水の供給

- ・施設の適切な維持管理、更新については、「水道事業ビジョン^{*}」に即し、安全な水道水の安定供給に努めます。

②下水道・雨水排水の適切な施設整備

- ・既存の下水道・雨水排水施設の維持管理については、「下水道事業経営戦略^{*}」に即し、適切に維持管理を行うとともに、老朽化した施設を更新していきます。
- ・污水管の整備は概ね完了していることから、今後は、市街化調整区域^{*}における整備手法についての検討を進めます。
- ・市街地における浸水防止については、「河川・下水道の一体的整備計画^{*}」に即し、引き続き雨水幹線の整備を推進していきます。

4. 安全・安心まちづくりの方針



(1) 基本的な考え方

①災害に強いまちづくりの推進

- ・災害時の避難体制を整備します。
- ・市街地におけるオープンスペース*の確保を進めるとともに、建築物等の耐震性強化・防火対策、ブロック塀・落下物対策に努めます。
- ・市内における浸水被害の防止対策に努めます。

②防犯に配慮したまちづくりの推進

- ・防犯に配慮した都市施設*の整備や防犯体制の整備に努めます。

(2) 安全・安心まちづくりの方針

1) 災害に強いまちづくりの推進

①災害時の避難体制の整備

- ・災害時の避難体制の整備については、「地域防災計画*」に基づき、指定緊急避難場所・指定避難所と避難道路の確保に努めます。
- ・避難時に利用する防災施設・設備は、情報機器の活用も含め必要に応じて充実していきます。
- ・災害時に被害を最小限に抑え、協力して復興していける災害に強いまちづくりの推進のため、官民の業務継続に資する防災体制を確立するとともに、市民と企業、行政の協働*による仕組みづくりを進めていきます。
- ・災害発生の危険性の高い箇所においては、その防災・減災対策に努めます。
- ・鉄道駅周辺や利用者の多い施設周辺においては、災害時における帰宅困難者の発生を想定し、その受入れ体制の整備を進めていきます。

②安全な市街地の形成とオープンスペースの確保

- ・市街地におけるオープンスペース*の確保や生け垣化の促進などによる避難道路や緊急車両の進入路の確保など、災害に強い市街地の形成に努めます。
- ・災害時にも対応できる公園や広場整備を推進します。
- ・災害時の避難場所や仮設住宅用地等としての空き地、駐車場及び農地等の活用を検討を進めます。

③建築物等の耐震性強化・防火対策

- ・公共公益施設や橋梁などは耐震性の向上に努めます。また、防火地域・準防火地域*の指定の拡大や幹線道路沿いの建築物の建替え時の耐震・耐火性向上促進など、建物の不燃化*や耐震化の促進に努めます。
- ・ライフライン*の耐震性の強化を関係機関と連携して推進します。

④ブロック塀・落下物対策

- ・建物が密集する市街地等において、ブロック塀の点検及び補強の促進に努めるとともに、生け垣やネットフェンス化を促進します。
- ・上福岡駅周辺の商業地等においては、屋外広告物や屋外施設の安全対策を促進します。

⑤浸水被害の防止対策

- ・元福小学校周辺や福岡江川雨水幹線の谷田橋周辺、砂川堀雨水幹線などの水害対策として、新河岸川全体の早期改修を関係機関に要請するとともに、既設の下水道施設の改良を図ります。
- ・市街地全般の都市型浸水被害を防止するため、今後も、公共下水道の整備や既存施設についても適切な維持管理、老朽化した施設の更新を行うとともに、地域特性にあった排水施設の整備・誘導を図ります。また、開発時における貯留施設*・地下浸透施設*の設置などの指導を進めます。
- ・透水性舗装の導入を推進するとともに、保水能力のある農地や樹林地の保全及び再生に努めます。

2) 防犯に配慮したまちづくりの推進

①防犯に配慮した都市施設の整備

- ・市民と企業、行政が協働*し、人の目が届き、夜も適切な明るさが確保されているなど防犯に配慮した都市施設*の整備や、街路樹や公園の樹木の剪定など適切な維持管理を進め、犯罪に対する不安のない安全・安心なまちの形成をめざします。
- ・上福岡駅周辺等の中心市街地*の駅前広場や道路等における防犯対策を推進します。

②防犯体制の整備

- ・防犯に配慮したまちづくりは、市民の防犯意識の高揚、地域や学校、事業者などの様々な防犯への取組に対する積極的な支援や防犯体制の確立などのソフト対策とあわせて、総合的に展開していきます。特に通学路は、学校、警察、PTA、自治組織等と連携して安全対策を推進します。

5. みどりと水辺のまちづくりの方針



(1) 基本的な考え方

①公園の適正配置と有効活用

- ・公園の適正配置を進めるとともに、公園・緑地の有効利用に努めます。

②自然環境と共生する都市環境の形成

- ・水と緑の拠点となる自然環境の保全・整備を進めるとともに、水と緑の骨格軸の形成に努めます。
- ・市街地内における緑地を創出するとともに、自然環境を育む生物共生空間の保全に努めます。

③環境負荷の少ない循環型都市の構築

- ・建設分野におけるごみの減量と資源化を推進するとともに、再生可能エネルギー*の利用や省エネルギー化を推進します。

(2) みどりと水辺のまちづくりの方針

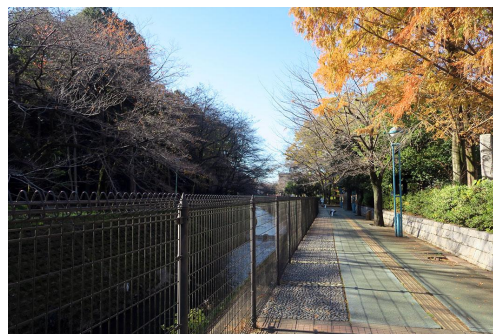
1) 公園の適正配置と有効活用

①公園の適正配置

- ・公園・緑地の整備については、「緑の基本計画*」に即し、身近な公園やスポーツ・レクリエーションをはじめとする特色ある公園などを適正に配置していきます。

②公園・緑地の有効利用

- ・市街地内の公園においては、市民活動やイベントの場としての有効利用を促進します。
- ・公園・緑地の整備にあたっては、多様化する利用者のニーズに応えて魅力的な公園とするため、市民参加による維持管理・運営、整備などを進めていきます。また、環境・レクリエーションなどの機能に加え、防災機能や景観形成機能を盛り込んだ公園整備を進めます。



大井弁天の森と東原親水公園

2) 自然環境と共生する都市環境の形成

①水と緑の拠点となる自然環境の保全・整備

- ・八丁地区から川越市境に連なる緑地帯、大井弁天の森に連なる緑地帯、東部地域を流れる新河岸川及び川崎地区や下福岡地区を流れる旧新河岸川沿いの親水空間や新河岸川沿いの斜面緑地などは、良好な水辺ゾーンと緑地ゾーンを形成しており本市の都市環境にとって貴重な資源となっています。これらを「水と緑の拠点」として保全・整備します。また、観光資源や市の魅力を高める資源等としての活用を推進します。



新河岸川沿いの斜面緑地

②水と緑の骨格軸の形成

- ・「水と緑の拠点」間をつなぐ「水と緑の骨格軸」を形成していきます。
- ・水辺ゾーン・緑地ゾーンと市内の主要な公園や緑地を、歩行者空間の緑化や街路樹による緑化などにより連絡し、緑のネットワーク*を形成していきます。
- ・街路樹は、適正な維持管理を進めるとともに、必要に応じ樹種の変更等を検討します。



道路と街路樹

③市街地内における緑地の創出

- ・「緑の基本計画*」において、市街地に点在する多彩な緑を位置づけ、市民・企業・行政が各々協力して計画的に保全・創出し、自然環境と共生する快適な都市環境を形成していきます。また、大規模な工業地や住宅団地内等の樹木をはじめとする敷地内のまとまった緑は、関係法令に基づき保全を図ります。

④生物多様性空間の保全

- ・緑は、人の良好な生活環境として重要な要素であるとともに、多様で豊かな生物が生きる場でもあります。このため「ふじみ野市環境基本計画*・行動計画」に基づいて、自然環境を育む生物共生空間の保全に努めます。

3) 環境負荷の少ない循環型都市の構築

①建設分野におけるごみの減量と資源化

- ・建築物やインフラ施設の長寿命化を促進することで、建設廃棄物の発生抑制と減量化を推進します。また、建設資材の再利用とリサイクルの推進に努めます。
- ・これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」による社会システムから、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会^{*}の構築に向けて、エネルギー回収やマテリアルリサイクル^{*}の推進に努めます。

②再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化の推進

- ・市が所有する公共施設等の建替えや改修等における再生可能エネルギー^{*}の導入に努めるとともに、民間建築物における太陽光発電、省エネ設備の導入や緑のカーテンの普及を促進します。

みどりと水辺のまちづくり方針図

	水と緑の拠点		水と緑の骨格軸
	主な緑のネットワーク		都市計画公園・主な都市公園
	社寺境内の緑地		緑地・樹林地
	農地		



6. まちの魅力と景観づくりの方針

(1) 基本的な考え方



① 上福岡駅周辺の中心市街地の整備

- ・ 上福岡駅周辺の中心市街地^{*}において、利便性・安全性・快適性のバランスがとれた都市空間、にぎわいのある商業・業務拠点の形成を進めます。

② 地域拠点・交流拠点の充実

- ・ 豊かな市民生活を支えるため、特色ある拠点地区の機能の充実を進めます。

③ 地域資源を活かしたまちづくりの推進

- ・ 新河岸川とその周辺等の緑・水辺や歴史的・文化的な地域資源を活用したまちづくりを進めます。
- ・ 市民が主体となって行う地域の魅力づくりにつながるまちづくり活動を推進する制度や仕組みづくりを進めます。

④ 魅力ある都市景観の形成

- ・ 市街地の骨格的な景観形成を進めます。
- ・ 自然的・歴史的景観の積極的な保全・創造と活用努めるとともに、土地利用転換にあたっての周辺環境との調和を進めます。
- ・ 様々な手法による景観まちづくりを推進していきます。

(2) まちの魅力と景観づくりの方針

1) 上福岡駅周辺の中心市街地の整備

①利便性・安全性・快適性のバランスがとれた都市空間の形成

- ・上福岡駅周辺の中心市街地^{*}は、買い物や、通勤・通学など市民の日常生活に関わりの深い地域であることから、駅を中心に自転車・歩行者を優先するゾーンの形成や居住環境の整備、再開発の促進、駅前広場整備や東西をつなぐ動線の確保による交通結節点^{*}の機能強化などを進めます。

②にぎわいのある商業・業務拠点の形成

- ・利便性・安全性・快適性のバランスがとれた都市空間を形成し、商業・業務機能の集積を図ることで、商店街の活性化やにぎわいのある商業・業務拠点の形成に努めます。
- ・上福岡駅周辺のにぎわいを創出するために、西口広場等のオープンスペース^{*}におけるイベントの開催等の有効活用に努めます。

2) 地域拠点・交流拠点の充実

- ・豊かな市民生活を支えるため、特色ある拠点地区の機能の充実を進めます。

- うれし野二丁目地区の既存の商業拠点
- 市役所本庁舎周辺や東久保中央公園周辺の業務拠点
- 市役所本庁舎及び大井総合支所周辺の公共サービス拠点
- スポーツセンター総合体育館周辺やふじみ野市運動公園等のスポーツ・レクリエーション拠点
- 歴史的遺産や良好な自然景観などの歴史・景観拠点



大井総合支所

3) 地域資源を活かしたまちづくりの推進

① 緑・水辺や歴史的・文化的な地域資源の活用

- ・本市では、まちの歴史や文化に触れることができる地域資源として、大井弁天の森や西八丁緑地、新河岸川周辺、福岡江川緑道、武蔵野の面影を残す風情ある景観、大井宿の歴史や旧川越街道、旧大井村役場、上福岡七夕まつり、おおい祭りなど、多くの魅力ある要素があげられます。
- ・これらの特色ある緑・水辺や歴史的・文化的な地域資源を交流や観光、学習やイベントなどに効果的に活かしたまちづくりをめざします。



西八丁緑地

② 新河岸川とその周辺の活用

- ・新河岸川とその周辺は、水辺や緑の環境を保全するとともに、緑地公園、権現山古墳群*、福岡河岸*記念館と水辺や緑を一体的に楽しめる市民の憩いの場として整備します。

③ まちづくり活動を推進する制度や仕組みづくり

- ・市民が主体となって行う地域の魅力づくりにつながるまちづくり活動を、積極的に推進する制度や仕組みづくりを進めます。

4) 魅力ある都市景観の形成

①市街地の骨格的な景観形成

- ・公共公益施設における景観形成、電線類地中化^{*}の推進、生け垣化の推進や沿道建物と合わせた景観整備などにより、魅力ある沿道景観を形成し快適な居住環境を形成していきます。
- ・上福岡駅周辺は、本市の玄関口に相応しい魅力と風格や個性のある景観を実現していくことが期待されます。緑の見え方やデザインなどの工夫、市を象徴する快適で美しい街並みの形成などにより、また訪れたい、回遊したいと感じさせる魅力ある景観の形成をめざします。

②自然的・歴史的景観の積極的な保全・創造と活用

- ・新河岸川や福岡江川の湧水周辺などは、地域住民の協力のもと、水辺景観の保全に努めるよう河川を管理する県と協議していきます。また、新河岸川は、流域市と協力し、水質浄化の啓発を図るとともに、水辺環境の維持管理を県に働きかけていきます。
- ・まとまった樹林地や農地、農村集落の屋敷林などは、周辺地権者の協力を得ながら保全し、自然的景観としての人工物の景観コントロールなど全体として景観を損なわないような整備や動植物の生態系の一部としての保全に努めます。
- ・川越街道や新河岸川の舟運^{*}に関わる歴史など、地域の個性をつくる歴史的・文化的景観を保全・創造し、観光や交流の推進などに有効に活用していきます。
- ・関係機関や市民と協力し、ごみの不法投棄などの景観阻害要因の排除に努めます。

③土地利用転換にあたっての周辺環境との調和

- ・大規模な土地利用^{*}転換にあたっては、周辺の住環境や営農環境、自然環境等との調和に配慮した景観形成を図ります。

④様々な手法による景観まちづくりの推進

- ・地区計画^{*}や緑地協定^{*}制度の活用による建物の景観への配慮や緑化の推進、花にあふれ道路にごみのない美しいまちづくりの推進など、様々な方法によるまちづくりを計画的に進め、美しい街並みを形成していきます。
- ・計画的な景観形成を図るため、建築物の高さの規制や誘導方策などを検討します。